

請 願 文 書 表 (令和5年5月2日臨時会提出)

請願第3号

奈良市新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件に関する奈良地方裁判所の和解案の否決を求める請願書

令和5年5月1日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●
厚 井 弘 志 外1名
紹 介 議 員 佐 野 和 則

要旨

標記事件に関し、令和5年4月25日、奈良地方裁判所より和解案が提示されましたが、この和解案に応じないこと、和解案の否決を求めるものです。

理由

本和解案は確定判決を否定するものであり、今後の公共事業の推進に重大な支障をもたらすものであるため。

令和5年4月25日、奈良地方裁判所より、被告仲川元庸市長及び元地権者●●氏らに3000万円ずつ負担することの和解案が示されました。

私どもは以下の理由により、この和解案に応じないこと、議会において和解の提案を否決されるよう求め、請願いたします。

1. 奈良市新斎苑用地取得に係る損害賠償請求事件について下された判決（大阪高等裁判所令和3年2月26日判決、最高裁判所令和3年10月7日決定）は、公共用地の取得に関しては、奈良市長は土地価格の算定を適正に行うこと、地権者においては適正価格を上回る不当な金額を要求してはならぬというものであり、これらの点に関し重大な違法性があるとして、共同不法行為を認め、奈良市長仲川元庸及び地権者●●氏らに連帯して1億1643万円余の損害賠償を命じたものでありました。
2. 上記の確定判決は、公共事業の推進における極めて重要な意味を持つものでありますが、このたびの奈良地方裁判所の和解案は通常の民事裁判の和解と同じように扱われており、確定判決の持つ社会的重要性が全くしんしゃくされておられません。
本件和解案を受け入れますと今後の公共事業の推進に極めて大きな悪影響を及ぼします。
3. 本和解案では（2ページ下から7行目）「本件では、この確定判決の効力が本件訴訟に及ぶかが主な争点となっており」と記載されておりますが、このことは、たとえ最高裁判

決が下されていても、支払い能力がない、あるいは支払うつもりがないと言って支払いを拒否すれば、最高裁判決の効力について争うことが可能となってしまう、強引に和解に持ち込むことが可能となります。

いわばごね得がまかり通ることになりますことから、2で述べました公共事業の推進に重大な支障が生ずることになるものです。

4. 仲川元庸市長及び地権者●●氏らの支払い能力については、仲川元庸市長におかれては、和解条項3項で既に約2600万円の支払いを予定されており、これに加えて4期目の退職金も受け取られると聞いておりますので、これらの金員を賠償額に充てていただければ、何ら支障はないはずです。

また、地権者●●氏らにおかれては、既に奈良市から受領された1億7千万円弱の一部を支払いに充てていただければよいわけで、これも何ら支障はないはずです。

5. 用地取得時期、建設工事完了時期等について、本和解案には事実誤認があります。和解案3ページ上から6行目に「平成29年3月に本件買収地を取得」、上から7行目～12行目、売買条件が合意に至らなかった場合「用地の取得時期が令和4年12月頃と当初の計画から大幅に遅れ・・・建設工事の完了時期は令和9年6月頃となり」とあるのですが、用地取得時期は平成30年3月の誤りであり、工事期間も5年（請負契約の工期はおおよそ3年、実績4年）もかかっておりませんので、土地収用に要する期間を3年としても合併特例債の活用期限（5年間再延長され令和7年まで）には間に合います。

土地収用に関しては、奈良県議会の平成28年2月会議録には「権利者が七十名以上に及ぶ共有地の用地取得が難航するなど、事業が停滞しておりました。このため、平成二十六年三月には当該共有地の任意での取得を断念いたしまして、土地収用法に基づく手続に移行いたしました。昨年十月の奈良県収用委員会の裁決を経まして、昨年十二月に土地の所有権移転の手続を終えたところでございます」があります。上記によれば、26年3月に任意での取得を断念した後、土地収用により27年12月に所有権移転とありますので、1年9か月で取得されております。

また、東京都収用委員会は、「早期の問題解決につながるよう、迅速な事件処理に努め、申請から収用裁決まで、多数の権利者がかかわる事件等を除いた一般的な事件においては、10か月以内での処理を目指しています」とホームページに記載されております。このことにより、3年も要することなく土地取得をすることは可能と思料します。

なお、高裁判決では、仲川元庸市長は合併特例債の再延長の可能性についてあらかじめ認識していたと判示しています。

6. 土地買収に係る便益について、和解案では新斎苑供用前後の使用料収入のみの比較を行っておりますが、そもそも、奈良市新斎苑は、山間部に高額のコストを投入し、原審の奈良地裁の判決では全く無価値の土地を購入した奈良市長仲川元庸に1億7千万円の損害賠償

請求を求めた施設であります。

他府県の同様の施設の建設費は、奈良市新斎苑の建設費の半額程度であり、これらも含めて総合的に判断すれば、決して奈良市及び奈良市民の経済的負担に貢献するものではありません。

7. 奈良市の財政事情は奈良県下でも特に厳しく、仮に本和解に応じ、実質1億円に近い債権放棄を行いますと、今後国や県からの補助金、交付金受領に支障を来すこともあり得ます。

仲川元庸市長は確定判決後も土地価格評価の正当性を主張し、合併特例債を得たことの自慢をなさっておられますが、土地売買に関しては極めて悪質な違法性が判示されたことへの反省がなく、合併特例債の活用期限の再延長に関しては事前に認識していた可能性があること判示され、議会を欺くかのような形で土地売買契約を結びました。

法治国家における地方自治体の長としての資質について疑問を呈したいところです。

なお、本奈良地方裁判所の和解案は、本来判決を下すべきところ、奈良市議会に判断を丸投げし、裁判所の責任回避という側面もございますので、奈良市議会においては、十分慎重な審議の上、本和解案には応じないことをお願いいたします。

また、令和5年4月26日付、全員協議会資料「議案60号に関する配付資料」に添付された意見書は、弁護士法人関西法律特許事務所の山形康郎弁護士ほかによって作成されたものでありますが、山形康郎弁護士は●●氏に対する債権回収を行う義務者であります。意見書とは第三者に作成を依頼するべきものでありますので、市議会におかれては、信頼できる学識経験者の意見を求め、また今後の全国の公共事業推進にも関わることでありますので、総務省の見解も求めた上、十分吟味いただくようお願いいたします。

以上